

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	10 10)
----------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等

提案団体

津山市、川崎市、岡崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようとするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。

また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

当市は登録原簿等の情報を電子データで管理しているが、転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっている。これに加え、犬の所在地の変更に係る書類については紙媒体で保存しており事務スペースを圧迫させている。また、令和5年度に県内市町村にアンケートを行った結果、回答のあつた全ての市町村において登録原簿の電子化は行われているものの、当市と同様の運用を行っているとのことであり、大半の市町村において電子データのやり取りに前向きであった。なお、県外の市町村とのやり取りも紙媒体で行っていることから、全国の市町村においても同様の状況と推察される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子データによるやり取りで完結することで、事務の効率化や郵送代の経費削減が見込める。

根拠法令等

狂犬病予防法施行令第2条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市

○次の3点の課題から、全国統一的なシステムの整備が望ましい。

- ①犬システム導入に多額の費用が掛かっている。
- ②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。
- ③全国的な登録原簿の受け渡しに事務負荷が掛かっている。

○犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等について、電子データでの送受信が実現すれば事務作業の効率化や郵送費用の削減が見込める一方、個人情報の漏洩リスクに備え慎重に対応しなければならない。「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」に転出通知を追加するだけでも多くの自治体で市町村間の通知事務が削減され負担軽減になると考える。

○当市においても提案団体と同様の運用を行っている。犬の所在地の変更については転入先からの通知がない限り当市では異動が分からず、犬の所有者から苦情が寄せられることがある。全国統一的なシステムを構築し、オンライン上で住所変更や所有者変更を可能となれば市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化が図られるほか、犬の所有者に対しても正しい情報を提供することができる。

○当市においても登録原簿等の情報は電子データで管理している。転出入に伴う自治体間の書類のやり取りでは、提案自治体と同様に、郵送等が業務上負担となっている。一方、電子データでのやり取りは、当市規程に基づき情報保護の観点からデータの暗号化など各種対策を講じる必要があることや、送付先の自治体ごとに送付方法等の調整が必要であるため、業務負担となる点は留意する必要がある。

○提案内容に加えて、犬の飼い主が紛失や、譲渡の際に渡されていなかったために鑑札がなかった場合、転入の際に登録の確認に時間を要することから、一元化したシステムで検索が可能となれば、行政及び飼い主の負担が軽減される。また、注射履歴も検索及び取り込みが可能となれば、かなりの事務負担軽減となる。ペットショップ間の店舗移動における転入の手続がなされていないことや、生後91日経過後の登録がなされていないことで、購入者及び行政が戸惑うことが多いため、登録の厳格化、顧客への確実な情報伝達を厳格化することを強く要望する。

○ワンストップサービス開始から2年が経過したが、依然として加盟市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応をせざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築を願う。

○当市では事務の効率化を図るべく、電子データによる送付を進めているが、電子データでの送付が明確化されていないことから紙媒体での送付を要求する団体が一定数ある。また、電子データでやり取りを開始するにあたり、全国自治体の犬の登録事務を行う部署のメールアドレスを容易に把握できる術がないため、現在は事前に各自治体へメールアドレス及び意向の確認を行う必要があり、負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原簿の管理方法が各市町村により異なる実態」を踏まえて慎重に検討を、とのことであるが、今回の提案については、その「異なる実態」の解消により、原簿の管理方法が市町村間で標準化されることで、デジタル基盤が統一される。本提案は、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、デジタル化による事務負担の軽減を図ることを目的としている。「狂犬病予防法の特例制度」への最新の参加状況(令和6年7月1日時点)が全国自治体内で約17%にとどまっていることからも、当該解消については、新規システム整備に拘らず、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」といった既存のものを活用するなどにより、早期の措置の実現を図っていただきたい。

また、令和6年3月28日付の厚労省事務連絡(以下「事務連絡」という)については承知しているが、提案市において周辺市町村に意見聴取を行った際、電子データによるやりとりについては概ね賛同の意向が示されていたものの、意見の中には全国的に統一した手法で一斉に取り組まない限り、通知の取扱いが電子と紙ベースのものが混在し、余計に事務が煩雑になりかねない、との声もあった。事務連絡により郵送以外の通知等を許容

いただいたとしても、こうした懸念部分がある以上、なかなか郵送以外での通知に踏み切れない現状がある。こうした懸念を解消する意味でも、統一的なシステム整備につき早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国による、分かりやすい全国統一的なシステムの整備を求める意見が寄せられており、提案の実現を強く求めます。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

厚生労働省において、犬の登録原簿の管理方法について全国調査を行い、実態を把握した上で、原簿のオンライン化を図るよう検討していただきたい。その上で、犬の登録原簿管理と動物愛護管理法上のマイクロチップ情報登録システムを連携させることにより、デジタル化が進むよう検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

飼い犬の登録事務については市町村の自治事務であり、原簿の管理方法についても市町村で決めるものであることから、各市町村により異なる実態があることについては、第1次回答でもお示ししているところである。一方、ご提案のように「犬の原簿の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること」についてご要望があること、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」においても「狂犬病予防法関連手続のオンライン化等の人獣共通感染症対策を推進する」と言及されていることから、まずは各市町村の原簿の管理方法を確認するための全国的な調査を今年度中に行う予定である。その調査結果を踏まえ、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付において事務負担を軽減するための方法を検討し、オンライン化を進めていく。併せて、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」の活用については、システム連携を行うべく、環境省と引き続き連携し検討を進めていく。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	28
(管理番号	28)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

法律における届出システムの統一化・共通化

提案団体

藤沢市、神奈川県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなったが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされたい。

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、当市を含む多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれID・パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。また申請書をPDF化して電子で提出する方式もあるが、それでは作成過程でPDF化する作業が追加されたに過ぎない。

【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

受理した申請・届出は、存在する事業所等については、継続して指導をする必要があることから永年保存文書として位置づけており、文書の保管場所の確保に苦慮している。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

【支障の解決策】

これら手続きについて、e-GOVの整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DXの推進が可能となる。

具体的には、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化」への対応の拡充である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

届出内容の修正が必要な場合、再度窓口に足を運ぶ必要がある。

自治体ごとに提出方法が異なるため、負担が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【事業者の利便性向上】

すでに大気汚染防止法に基づく石綿事前報告については、国が統一のシステムを構築し、令和4年度から電子申告が制度化されている。同様に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等における届出についても、全国統一のシステムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。

【行政の効率化】

統一化・共通化された申請・届出システムを構築することで、自治体の受付業務が軽減される。

申請・届出内容の二次加工が容易になり、データ化の事務量が軽減されるとともに、各自治体の施策に反映しやすくなる。

受理した時点でデータ化されるので、施行状況調査等集計報告作業の負担が軽減される。

【その他】

以上のことを実現するために、令和4年の提案事項である「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化」や「大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化」への対応を踏まえ、e-GOV の整備・改修等の拡充により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。

根拠法令等

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
詳細は別紙一覧のとおり

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、いわき市、さいたま市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、寝屋川市、小野市、奈良県、和歌山県、鳥取県、米子市、佐世保市、熊本市

○水濁法 14 条第 3 項届出(汚濁負荷量測定手法届)、瀬戸内海環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法に係る手続についても記載いただきたい。

○当市において、環境法令に係る届出は一部を除いて書面であり、提出時に職員が現場に出ており不在といった事態を防ぐために予約制となっており、申請者に一定の負担を強いている。

また、受付後にデータ化するために市独自のシステムへ入力する作業が発生しており、入力内容や確認事項も多く、事務処理の負担が大きい。データ化されたものを取り込む形にできれば、負担軽減と入力ミスの防止ができるが、出力されるデータ形式に併せてシステムを改修する必要がある。

○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法の届出において、システムが構築されれば、届出をする事業者にとって、窓口に出向く手間や手続き可能な時間帯など、事業者の負担軽減、利便性の向上が期待できる。また、行政でも情報管理が適切に行えると期待できる。

○全国統一のシステムの構築は有効と考えるが、各都道府県等が定めている大気、水質等の関連する条例にも対応できるシステムが必要と考える。

○1事業者が複数の法令の対象となる場合が多いが、担当部署が異なると届出漏れが生じる事例があるため、法令ごとの独立したシステムではなく、環境関連法令全般が連携できるような仕組み(例えば、事業者の氏名等の変更があった場合に対象法令が一括で届出できる)も必要と考える。

○届出内容に不備等があった場合に、届出者に対して補正や指導ができる仕組みが必要である。

○一部の自治体では独自システムによる電子申請が進んでおり、当市への届出においても事業者から電子申請を要望されるが、当市では新たなシステム構築の費用を確保できない状況にある。また、電子メールによる方法は本人確認が不確実であることから受け付けしていない。

事業者、自治体双方の届出手続きの簡素化、効率化を図るために、e-Gov による統一的なシステムの提供を期待する。

○当市においても、各環境法令の届出全般について、次のような支障・課題等が生じている。

・届出書は紙による受付が主であり、届出書の提出にあたっては、事前に日程調整を要するほか、届出書の補正等が必要となった場合には、原則としてその都度来庁してもらう必要があるなど、自治体側の事務負担も少ないと想定される。

・各自治体が独自の電子申請窓口・体制を構築する場合には、システム開発費用が必要となるほか、システム

の維持管理費用や、法令改正等の都度システム改修費用等の措置が必要となり、自治体の財政負担が大きいこと。

・大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業など、一部の法令については、既に国が整備した全国共通のシステム(石綿事前調査報告システム)による施行状況調査が実施されていることから、各法令について統一的な形とすることが合理的である。

○提案内容の各種環境法令に基づく申請・届出については、当市においても紙による受付を行っており、データ化等に多くの時間を要し大変苦慮している。

全国で統一化・共通化された申請・届出システムを構築することにより、事業者の負担軽減、利便性の向上のみならず、自治体の受付業務が大幅に効率化・軽減される。

○当市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における公害防止管理者の届出について、同様の問題が生じている。

当市では電子申請システムのフォーマットを構築することに労力を要することから、電子化に踏み切れない。

また、庁内で電子決裁システムが導入されたことから、紙媒体で提出されたものをPDF化する手間が増えてしまっている状況である。

各府省からの第1次回答

御指摘の各環境法令については、当該法令に基づく届出数が少ないことから、「石綿事前調査結果報告システム」のような独自のシステムの構築は難しく、e-Gov を利用する方針となった。

令和4年度に、地方公共団体及び事業者に対し e-Gov 導入についてのヒアリング・アンケートを行った結果、e-Gov には、利用者からの届出について、利用者の選択に基づいて申請先に振り分ける機能がない等の課題があつたことから、e-Gov のシステム改善を待ってオンライン化に取り組むこととした。

e-Gov においても地方公共団体が提出先となる申請・届出に対応するために、提出先として地方公共団体等、国の行政機関以外の組織を選択可能とする等の機能追加を進めているところであるが、現在の e-Gov の整備状況においては、地方公共団体から示された支障事例のとおり、条例による横出し・上乗せへの対応や不備等があつた場合に、届出者に対して補正や指導を行う対応が困難であり、実用的なものとするには e-Gov に接続するための独自のシステムの構築が必要な状況となっている。

今後、e-Gov に接続するための独自のシステムを構築するため、先行事例へのヒアリング等を行っているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

e-Gov のシステムにおいては、現行の運用のよう、利用者(届出者)が紙ベースのものを PDF 化してメールで送る仕様ではなく、画面上で届出内容の入力が可能なシステムが望ましい。なお、届出の必須項目は全国共通であるため、入力項目の標準化は可能であると考える。届出の際には図面等の添付資料の容量が膨大となることが予想されるため、クラウド上のファイル提出を可能とするなど、システム上のデータ保存容量を十分に確保する必要がある。

また、届出内容を該当条項ごとに件数を集計し国に報告する作業に事務負担が生じているため、報告事項等はシステム上で自動集計され、施行状況調査等、国への報告システムに活用できることが望ましい。さらに、届出内容に不備等があつた場合には、届出者に対し修正等の指導ができる仕組みも必要である。(届出後に修正することができるシステムであること。)その他各自治体の要望等を取り入れたシステムとするため、アンケート調査等、各自治体のニーズを把握する方法及びそのスケジュールを明確にしていただきたい。

なお、e-Gov に接続するための独自システムについては、国負担での導入を前提にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御要望も踏まえ、e-Govにおいて汎用的な機能として整備すべき改修項目については、各手続所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。

また、環境省において行なったヒアリングの結果も踏まえて対応を検討する予定。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	49 49)
----------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化

提案団体

山梨県、全国知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、全国統一のオンラインシステム等により、事業者が複数の都道府県等に一括して提出できる仕組みを構築すること。

具体的な支障事例

事業者が行う産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(特に収集運搬業)に係る変更の届出については、変更の度に、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事等に提出することとなっている。事業者の多くが複数の都道府県等において許可を取得しており、同じ内容の届出を各都道府県等に個別で提出することが事業者にとって負担となっている。

当県本庁(県外の事業者分の変更届出の窓口)における令和3~5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、毎年、収集運搬業 1,370 件以上、処分業 70 件以上となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者における手続の煩雑さの解消だけでなく、各都道府県等における文書収受や処理の事務負担が軽減される。

制度改正により以下の懸念がある。

法令では、変更の届出に添付する書類が一部規定されておらず、各都道府県等において定めていることから、各都道府県等ごとに異なる取り扱いとなっている。本制度改正を行う場合、添付書類の全国的な統一が必要であるため、法令改正等が望まれる。また、添付書類として、住民票の写し等原本の添付が必要な書類があり、その原本確認も必要となる。原本確認については、ワンストップで受理する機関で行う必要がある。

都道府県等によっては、変更許可申請(法第 14 条の2、法第 14 条の5)となるか、変更の届出(法第 14 条の2 第 3 項、法第 14 条の5第 3 項)となるかの判断が分かれている場合があるため、本制度改正を行う場合は、各自治体の状況を鑑みながら、全国的な統一を行うか、対象となる届出を選定するなどの対応が必要である。

一部の都道府県等にのみ変更の届出が必要な場合、該当する都道府県等のみに変更の届出が提出されるよう仕組みを整備する必要がある。

各自治体で独自にシステム運用をしている場合があるので、各自治体の状況も鑑みた上で本制度改正を行う必要がある。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、第14条の5第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、岡山県、山口県

○車両及び船舶の変更、取扱品目の一一部廃止、都道府県内廃掃法政令市における積替保管許可取得又は廃止、政令使用人の変更以外の項目については、全国で共通の内容となるため、一括手続に適していると考える。

○同じ内容の届出を自治体ごとに個別で提出する必要があり、他自治体で提出されていても、同じ内容の届出を提出するよう指示しており、事業者から申請の簡略化を求められる場合もある。

○提案と同様の内容を求めるが、添付書類等については個々の自治体で柔軟な運用ができる機能を持ったシステムが良いと考える。

○当県本庁における令和5年度の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出の受付実績は、2,800件以上となっており、役員の変更や車両に係る変更届出に関しては、ワンストップ化による事業者負担の軽減は一定の効果が見込まれ、また、当県においては事務負担の軽減が想定される。

各府省からの第1次回答

第14条の2に規定する産業廃棄物処理業の変更の許可等に係る事務は法定受託事務であり、その提出書類の範囲、様式の決定等については各都道府県に委任されている。

なお、産業廃棄物に係る行政手続については、デジタル庁がe-Govによる地方公共団体への申請・届出等について対応を進めていることを踏まえ、まず国の手続の一部についてシステム構築を行い、令和7年度中のサービス開始を目指している。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進めるe-Govの地方公共団体対応に合わせ、検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業廃棄物処理業の変更届出のうち①氏名又は名称、②役員、③車両の変更に関するものは、許可を付与している全自治体に対し行われ、かつ、規則第10条の10第3項で添付を求めている客観的資料(登記事項証明書等)によりその適正性が判断されるものであり、加えて②③に係るものは変更届出数に占める割合も高くシステム構築による事務負担軽減の効果が大きいことから、早期の実現のため、スケジュールを示したうえでの検討を行っていただきたい。

なお、それ以外の変更届出については、その内容に応じ各都道府県等によって添付書類が異なる場合があり、現時点で全ての変更届出に対応できるオンラインシステム等を構築するには課題が多いが、令和5年6月1日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式の統一が求められているところであり、オンラインシステム利用による事務負担軽減のため、可能な限り同一の添付書類となるよう、検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従るべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。

地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

御指摘のとおり、申請・届出様式については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項等においてその様式を規定している。自治体に対しては、当該規則様式の使用を遵守するよう、既に全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等の機会を捉えて周知し、理解・協力を求めてきたところ。
地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進めるe-Govの地方公共団体対応に合わせ、検討ていきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	52
(管理番号	52)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること

提案団体

奈良県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的な内容

環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約2,700件受け付けている。審査における欠格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関(市町村、検察庁等)に送付し、紙で回答を受け取っているが、回答までに1ヶ月程度を要することもある。

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び政令市長への申請等に係る手続のうち時間を要する欠格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものと考える。

欠格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続(宅地建物取引業の許可)においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化する必要があると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者への許可証交付の迅速化が図られる。

また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、欠格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要が無くなるため、申請者の利便性の向上が期待される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号、同条第10項第2号、第14条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本市

○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で20,000件を超えており、欠格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待できる。

○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて欠格照会を行っており、当市の場合は対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している（多い場合は月40件程度）。現在、添付されている住民票等の書類と照合し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短期間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収運業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収運が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。

○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく欠格照会文書を年間2,500件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

各都道府県警察においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第23条の3の規定に基づき、都道府県知事等との間で法第14条第5項第2号の欠格事由に係る意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）を文書により行っているところ、法には意見聴取等の方法について定めがないことから、現行規定においても意見聴取等のオンライン化（ここでいうオンライン化とは、意見聴取等に必要となる文書を電子メール等で送受信する方法を想定）は対応可能であると判断されるが、オンライン化については、当該システムを所管する省庁が検討するものと承知している。

他方、意見聴取等の対象となる暴力団情報については、極めて機微な個人情報であり、意見聴取等のオンライン化に当たっては、不正アクセスによる情報漏洩等を念頭においた情報セキュリティ対策に万全を期す必要があるため、意見聴取を行う都道府県等と意見陳述を行う都道府県警察との間で強固なセキュリティの担保が必要不可欠であると考える。

なお、意見聴取に当たっては、各都道府県警察において、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務によって、暴力団員等該当事実の登録状況を確認した上で、当該登録内容が欠格事由に該当するかどうかについて、必要な補充調査を行うなどしていることから、オンライン化により、回答の迅速化が図られるとは限らないことに留意する必要がある。

【総務省】

住基ネットの利用により住民票記載の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）の取得も可能であるところ、地方公共団体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等の事務については、これらの4情報を取得することにより住民票の写しの添付を省略することが可能な場合もあることから、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用について通知を行う。

【法務省】

検察庁で取り扱う情報は、個人情報の中でも極めて機微性の高い要配慮個人情報（犯罪の経歴）であり、関係システムをオンプレミス環境に構築するなど厳格な情報セキュリティ対策を講じた上で運用を行っているところ、現在の検察庁のシステムにおいては、外部機関との間で犯歴情報の照会回答を行う機能を有しておらず、仮に、照会手続等について、API連係等によりオンラインで行うこととする場合、対向するシステムについても、オンプレミス環境でのシステム構築や閉域の回線の利用といった同様の情報セキュリティ対策が講じられる必要があるため、システム間での直接の連係を行うことは困難であり、慎重な検討が必要である。

他方で、検察庁と市区町村との間での文書のやりとりを郵送に代えてオンラインで行うことを可能にし、その事務を合理化する方策としては、直接のシステム連係以外にも様々なものがあり得ると考えており、令和8年度に予定されている刑事手続のIT化を見据えて、相互の事務の合理化のために引き続き幅広く検討してまいりたい。

【環境省】

暴力団情報や犯罪の経歴といった要配慮個人情報は極めて機微な個人情報であり、警察庁や検察庁で厳格に管理されているところ、当該情報を様々なシステムで取り扱うことは、情報漏洩等、セキュリティ上の脅威を高めることとなるため、適切ではない。また、照会を行う各自治体においても、情報漏洩等の絶無のため、徹底した不正照会防止対策や、高度なセキュリティ対策が施された端末・環境の整備が必要であり、欠格照会システムの構築及び連携は慎重な検討が必要である。なお、暴力団情報や犯罪歴については、環境省にて回答するもの

ではないことから、環境省がこれらの情報を保持することはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、当県においては年間約2,700件の申請・届出を受け付けており、各申請・届出に対して役員の人数分の欠格照会を紙文書により実施している状況である。

犯歴等の要配慮個人情報については極めて機微な個人情報であり、オンラインでの運用は慎重な検討が必要であることは承知しているところ、紙文書での照会について、例えば、

(1)現在環境省において検討されている産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システム上の欠格照会を可能とする

(2)電子メール等での運用を可能とするため、様式への押印を廃止する

など、刑事手続きのIT化の検討と併せて、欠格照会のオンライン化(紙文書の廃止)に係る検討を求める。(1)及び(2)については、セキュリティの観点から、照会のみオンライン化し、機密性の高い情報を含む返答は紙文書で取り扱うなどの工夫も可能であると考えている。

なお、平成18年3月15日付け環廃産060315004通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」において、押印のある様式が示されているところ、本県においても基本的には当該様式に従って関係機関に対して照会を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【警察庁】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第23条の3の規定により、都道府県警察と都道府県知事等との間(以下「照会実施機関間」という。)で意見聴取等が行われているところ、その具体的な実施要領については、警察庁が発出している「産業廃棄物処理業等からの暴力団排除の推進について」(平成26年5月16日付け警察庁丁番第232号。以下「警察庁通達」という。)に基づき行われている。

照会のオンライン化に関しては、機密性の高い暴力団情報のやり取りであることから、照会実施機関間で、一定以上のセキュリティが確保されるならば実施可能と判断されるが、具体的なセキュリティについては、それぞれの照会実施機関間で構築されるシステムごとに判断する必要があると考えられる。

また、強固なセキュリティの構築が困難である場合には、都道府県知事等からの照会をオンラインで行い、都道府県警察からの回答を紙文書で行う運用についても今後検討していく必要があると考えられる。

なお、照会に必要な様式については、警察庁通達で押印のある様式の例を示しているところ、押印は法の要件ではないため、照会実施機関間の協議により省略することは可能であると考えられる。

いずれにせよ、警察庁においては、法の所管省庁と協議の上、照会のオンライン化が可能であると判断した場合は、都道府県警察に対して周知することになるが、その実現に向けた検討は、それぞれの照会実施機関間において行われる必要がある。

【総務省】

各地方公共団体に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。

【法務省】

第1次回答のとおり

【環境省】

犯歴の照会・回答のオンライン化やその方法については、情報セキュリティの脅威や対策を慎重に検討する必要がある。

また、廃掃法に基づく各種申請の際には、欠格照会等のために本籍地の表示のある住民票の写しの添付が必要などころ、本籍地の表示は本人確認情報(住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をい

う。)に含まれていないことから、紙ベースのやりとりを全て廃止することはできない。
なお、廃掃法に基づく欠格照会に係る様式については、現行の様式を用いた場合であっても、照会当事者間に
おいて押印を不要とすることを妨げるものではない。
また、令和5年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、本人確認情報を利用するなど
の方法により必要な情報が確認できる一定の場合には、添付書類の省略を可能とした。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号	58 58)
---------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法第27条第2項に基づく通知の電子化等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

大気汚染防止法第27条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。

具体的な支障事例

経済産業省が所管している電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出については、事業者から同省へ書面での提出とされており、それに伴う大気汚染防止法第27条第2項に基づく同省から当市への通知は郵送で行われている。書面による通知が自治体におけるデジタル化の支障となっている。さらに、通知の添付書類に国土地理院の紙地図(規格580×460mm)があり、一度にスキャンすることが出来ないため事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

工事計画に係る届出を行う近畿地域の事業者は、事前に必ず中部近畿産業保安監督部近畿支部にて対面の打合せを求められる。対面で確認すべき内容が多いから、というのが理由だが、移動時間や交通費等のコスト負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請する事業者の手続を簡素化、効率化することで、利便性向上と、通知を受領する自治体の業務負担軽減につなげる。

根拠法令等

大気汚染防止法第27条

電気事業法第48条

ガス事業法第68条

鉱山保安法第13条

(ただし、書面での届出及び通知を法令等で規定するものではなく、運用によるものと認識。)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、静岡県、浜松市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市においても経済産業省からの通知は書面で行われており図面や地図などの資料が多く、保管場所に苦慮している。

○経済産業省への工事計画届の提出から自治体への通知書の送付までに時間差があり、立入検査時、届出済の特定施設の把握に支障が生じている。通知書が電子化されることにより、工事届出後、より速やかな自治体への通知書の送付が可能になる。なお、水質汚濁防止法第23条第2項、ダイオキシン類特別措置法第35条第2項、騒音規制法第21条第2項、振動規制法第18条第2項にも同様の規定がある。

○経済産業省からの通知については、書面による郵送の形で行われており、別途システムへの入力やスキャンする必要があるなど、デジタル化の課題の一つである。

各府省からの第1次回答

産業保安・製品安全法令に基づく申請・届出等の手続については、オンライン上で行うためのシステムの運用を既に開始しているところ。今後、当該システム上での自治体への通知も含め、より利便性の高いシステムの実現に向けて検討を行う。

また、事業者と監督部とのオンラインでの打合せについても法令上で妨げられているものではなく、必要に応じて、オンラインでの打合せについて推奨していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、今後、生産年齢人口が減少し、社会情勢が大きく変化する中で、「いつでも、どこでも、早く、簡単に」行政サービスを利用できるようにするとともに、より重要性が高まってくる相談業務を充実させるなど、市民サービスの維持・向上を目指している。DXの推進はそれを実現するための重要な項目として位置づけており、デジタル技術やデータを活用して、まちや暮らしをより便利にすることを目指している。

事業者からの申請・届出等の手続については、e-KOBE(神戸市スマート申請システム)と呼ばれる電子申請を推奨している。電子申請は、保存する文書の削減や受付業務の効率化などの行政側のメリットだけでなく、24時間申請可能、来庁不要などの事業者側にもメリットがある。デジタル化を推進している国においても、可能な限り早期に、事業者・行政ともに利便性の高い申請・通知システムの実現やオンライン化に取り組むことを期待する。

なお、現段階における貴省が想定している具体的な検討予定の内容、検討スケジュール及びシステム運用開始の目途等をご教示頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

産業保安・製品安全法令に基づく申請・届出等をオンライン上で行うためのシステムの運用を開始しており、令和7年末までに約1,100の行政手続をオンライン化すべく、適用範囲の拡大を順次行っている。それに伴い、今後、申請・届出等の書類は電子データで提出されるようになることから、大気汚染防止法第27条第2項に基づく都道府県知事への通知に関しても、電子的に通知できるよう検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	61 61)
----------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること

提案団体

埼玉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

狩猟免許の申請等に際して添付が義務付けられている「顔写真」について電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

狩猟免許の申請(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条)、狩猟者登録の申請(同法第56条)、狩猟者登録の変更の登録(同法第61条)については、申請者から都道府県に申請書等を提出するものだが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第48条及び第65条)により、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を添付することとなっている。

このため、手続きのオンライン完結ができず、申請者においては、印刷代や郵送代の負担が生じており、行政においては、写真を受験票に貼付する作業等の事務負担が生じている。

写真の電子データによる提出も可能とする見直しは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及びなお、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」における行政手続のオンライン化に関する方向性と合致するものである。

※当県では、令和5年度 624 件、令和4年度 430 件、令和3年度 535 件の狩猟免許の申請を処理している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者側は、オンラインで手続きが完結しないため、必要書類の印刷や郵送・持参などが必要となり、申請にかかる手間が大きい上、郵送・持参等の費用がかかる。

申請を受理する県(環境管理事務所)は、オンラインシステムで一括して受理や申請内容の確認をすることができないため、受理に係る作業が煩雑となり、多大な時間を要している。

狩猟免許試験は電子申請でも申し込みが可能であるが、電子申請とは別途写真を郵送する必要があるため申請者が電子申請のメリットを享受できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により県民の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条、第56条、第61条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条、第65条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県、京都府、鹿児島市

○提案内容についてはデジタル化の支障となっているのであれば解消すべきと思う。まだ申請者がすべてデジタル申請できる環境ではないため、併用で行えるようにしていただきたい。

○当府においても、提案内容は①具体的な支障事例に記載のとおり、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における行政手続きのオンライン化に関する方向性と合致するものであると認識している。なお、当府における令和5年度の狩猟免許の処理件数は新規 363 件、更新 830 件の計 1,193 件であり、提案内容が実現した際は、府民の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。

各府省からの第1次回答

ご指摘の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討したいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「顔写真」の提出について、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討していただけとのこと、感謝申し上げる。申請者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。

また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討中であり、できるだけ早急に対応予定。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	114 114)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的な内容

狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と一緒に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようになる等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。
それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられ、また、同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度(ワンストップサービス)が創設された。自治体が同制度に参加した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続にかかる負担軽減に資するものである。
一方、MC情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料をMC情報の登録手数料と一緒に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加すると、従来より犬の飼い主から徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な歳入減となる。さらに、ワンストップサービスへの自治体の参加は任意であるため、参加自治体と不参加自治体が混在している(令和6年4月1日時点の参加率16.8%)。このため、飼い犬が参加自治体から不参加自治体に転居した場合やその逆の場合においても、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとっても分かりにくい制度となっているといった支障がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市は狂犬病予防事業(犬の登録事務等)を、地方獣医師会に委託しているが、同会から下記のとおり意見が寄せられている。

- ・ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在しているため、市民からの犬の転入手続の問合せに対する回答や、犬の登録業務に際し、逐一参加の有無を転入元自治体に確認する必要があり、業務を煩雑にしている。
- ・当市がワンストップサービスに参加する場合、犬の登録手数料の徴収を断念する可能性が高いが、その結果、動物衛生予算が削減され、地方獣医師会が行う狂犬病予防事業の縮小につながることが危惧される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体がワンストップサービスに参加した場合でも、マイクロチップ情報の登録手数料と、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を同時に徴収できるようになれば、犬の所有者にとっても手続きが一度で済むため、利便性が向上するとともに、狂犬病予防事業を継続するための歳入を確保することができる。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の 7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても登録手数料が徴収できなくなることは大幅な歳入減となり、ワンストップサービスへの参加・不参加が混同している状況は事務手続上煩雑となっている。MC を広めるためにも飼い主に分かりやすい仕組みは必須であることから改正が必要と考える。

○従来からの狂犬病予防法上の犬の登録に加え、令和4年6月1日よりマイクロチップの登録制度が併存しており、市民は2つの制度を混同し、マイクロチップの登録を行ったことで狂犬病予防法上の登録も行ったと誤認し、市窓口での手続が必要ないものと誤解する場合がある。特例制度に参加すれば、マイクロチップの登録を行うことで狂犬病予防法の犬の登録も同時にでき、市民にとってワンストップサービスとなることが期待できる一方、MC 情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料を MC 情報の登録手数料と一緒に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加した場合、従来から犬の飼い主より徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な収入減となる。

○ワンストップサービスに参加する場合、犬の登録に係る手数料徴収業務(手数料納付書の送付等)が自治体への負担となり、手数料滞納が発生する可能性もあることから、当市は不参加としている。当市を含めた全国の自治体のワンストップサービスの参加を促進させるためには、狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の MC 登録手数料の同時徴収等の制度改正の必要性があると考える。

○「ワンストップサービス」に参加する自治体が少ない原因是、登録手数料の徴収に困難が伴うためであり、その改善策として、指定登録機関が登録手数料を徴収することが有効と考える。

○ワンストップサービスの参加自治体と不参加自治体が混在していることにより、手続が複雑化している実態があると考える。犬の登録手数料とマイクロチップの登録手数料が自治体で徴収することができるようになれば、市の歳入が確保でき参加自治体の増加が見込まれると考えられる。

○参加自治体と不参加自治体が混在しているため、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとって分かりにくい制度となっているといった支障は生じている。一方、すでに狂犬病の予防法の特例制度に参加し、運用している自治体が、環境省指定登録機関で手数料を徴収できることとなった場合においても手数料の改正は困難であることから参加自治体が増える方策が必要と考える。

○現在犬の登録を行っている市町村はワンストップに参加するに当たり、条例改正が必要であるが、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、歳入減となるため、議会等の承認が得られず、条例改正が困難な状況にある。そのため、当県における参加自治体はない。厚労省及び環境省が MC の登録料と各市町村の手数料条例に基づく登録手数料までを徴収することができれば、歳入減は無くなり、ワンストップサービスへの参加も促進されることと考える。

各府省からの第1次回答

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。)第 39 条の 7 第 1 項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第 2 項の規定により、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第 5 項の規定に基づく届出があつたものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示ししているとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。

またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示ししているとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。

また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。

引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

狂犬病予防法の特例制度(ワンストップサービス)に参加して犬の登録手数料を徴収する場合、下記のような流れとなる。

- ①犬の飼い主が指定登録機関にマイクロチップ情報の登録を行う
- ②指定登録機関がマイクロチップの登録情報を市町村長に電子メールで通知する
- ③当該通知が犬の飼い主からの狂犬病予防法第4条に基づく飼い犬の登録申請とみなされる
- ④上記登録申請に基づき、各市町村の手数料条例で定めている飼い犬の登録申請に係る手数料を、各市町村が犬の飼い主に請求する
- ⑤手数料の納付を確認する
- ⑥未納の場合は督促を行う

上記の流れで手数料の徴収自体は可能だが、犬の登録手数料に係る納付書の送付、手数料の未納に対する督促等の事務が新たに発生してしまう。また、犬の飼い主にとっても、手数料を2回支払わなければならないといった負担が増えてしまうため、現実的には犬の登録に係る手数料の徴収を諦めざるを得ない。

国が行ったアンケートにおいても、ワンストップサービスに参加している政令市・中核市・特別区の100%、全自治体の72%が、手数料の徴収をしていないという結果が出ており、現在御省が提示されている手数料の徴収が現実的に困難であることは明らかである。

一方、ワンストップサービスに参加しても狂犬病予防業務(原簿の管理等)は残るため、公平性の観点からも、犬の飼い主には一定の負担をしていただく必要はあると考えている。

全ての市町村がワンストップサービスに参加できるよう同時徴収の制度を設計していただき、ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在する状況を速やかに改善していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【一宮市】

回答中『各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である』とあるが、マイクロチップ情報登録手数料とは別途の徴収事務として手数料の納付書の送付、滞納の場合の徴収事務が発生することになり、自治体への負担がむしろ増すことになる。

手数料徴収が可能であるにもかかわらず制度に参加できない自治体が大多数を占めており、そのため全国的に混乱を招いている現状を鑑みて、より現実的な対応方法を模索されたい。

また、『市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への委託業務等とすることも可能である』とあるが、マイクロチップを挿入する獣医師の開業している自治体と、狂犬病予防法の登録先自治体は、異なることが大半である。犬猫の流通状況を鑑みれば、ブリーダーあるいはペットショップ等でマイクロチップが挿入され、その後、犬猫が別の自治体で生体販売され登録を受けることになる場合が多い。したがって、地方獣医師会へ委託することは犬猫の流通形態にそぐわず、地方獣医師会への委託業務とすることでは問題の解決は望めない。

犬猫の全国的な流通状況も考え、マイクロチップ情報登録手数料とともに狂犬病予防法の登録手数料を一括徴収し、登録先自治体に頭数に応じ按分して配分する等が解決につながると思われる。法制度上の問題があるのであれば、法制度の改正も視野に入れるべきものと思料する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

特例制度には約1,400の市区町村が参加しておらず（令和6年7月1日現在）、特例制度への参加団体と不参加団体が混在している状況においては、全国統一的なオンライン化・デジタル化を進めることは困難である。市区町村の特例制度への参加が進まない背景に、市区町村による事後の手数料徴収が難しいという理由があることは明らかである。

そこで、市区町村が特例制度に参加する場合には、狂犬病予防法上の登録手数料についても、指定登録機関に委託することでマイクロチップ情報登録システムにおいて同時に徴収するようシステム改修を検討していただきたい。

その実現を図るために、厚生労働省及び環境省では以下の点について検討していただきたい。

(1) 狂犬病予防法上の登録手数料徴収の委託に当たっては、指定登録機関に対して、事務負担増に係るコスト負担が生じないよう手数料増収分を活用するなど配慮した上で、協力要請すること

(2) 市区町村ごとに狂犬病予防法上の登録手数料に差異があることが支障の1つとなるが、システム改修に当たっては、1つのシステム上で異なる金額を徴収している例（※）を参考にしながら、利用者にとって利用しやすいものとすること

※ eLTAX（インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム）については、令和8年9月から使用料等の公金収納にも活用することが見込まれている。

各府省からの第2次回答

各自治体が条例で定めた狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料について、環境大臣の事務を行う指定登録機関が代行して徴収することは困難である。一方で、各自治体が民間の事業者（徴収代行事業者）に委託して徴収することは可能であり、既に示している納付書等以外の徴収の方策についても検討を進めている。例えば、指定登録機関の運営するHP上でマイクロチップを登録した後に、各自治体や徴収代行事業者が運営するHP等に自動的に遷移・転送する措置等によって同時徴収を行うことが考えられる。この場合、指定登録機関の運営するHPの改修等の費用が発生するため、関係者とともに検討を進めているところである。

なお、提案事項である特例制度への参加促進に係る事項として、現在、飼い主が登録事項変更によって、犬の所在地を他自治体に変更した場合であっても、特例制度参加自治体へその情報が環境大臣から送付される措置について省令改正を検討している。これにより、特例制度参加自治体は、転出先自治体から直接通知を受けずとも、自治体外へ犬が転出した事実を把握することができるようになる。引き続き特例制度に参加するメリットを増やすことで、特例制度への参加促進に取り組んでまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	115 115)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたことにより、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられたが、MCから読み取った情報は、迷子の犬猫の返還やブリーダー等への指導等、使用目的が非常に限られており、外飼いの猫の飼い主への指導や路上死体となった犬猫の飼い主への連絡等、他の動物愛護行政には使うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外飼いの猫により生活環境に支障をきたしている市民から、そのような猫のマイクロチップ情報を読み取ることにより、飼い主を特定し、指導をしてもらえないか、といった要望がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイクロチップ情報の使用用途が拡大すれば、外飼いの猫の飼い主が分かり、適正飼養に関する指導を行うことができる等、人と動物が共生する社会の実現につながることが期待される。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第21条の11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、福岡市、大牟田市

○MCから読み取った情報は使用目的が限られていることから、路上死体となった犬の飼い主への連絡等ができない、処分後に飼い主が判明した場合に補償等の問題が発生することがある。

○マイクロチップ情報の使用用途を拡大すれば、外飼い猫の飼主への適正飼養についての指導等が可能とな

ることから、有益であると考える。

○当市において地域猫活動を行う団体から、飼い猫と野良猫の区別の仕方が難しいとの話があり、活動を円滑に進めるのを妨げている要因になっていると考える。マイクロチップをうまく活用できれば地域の猫問題の解決に近づくと考える。また、迷い猫の問い合わせもあるため、路上で亡くなってしまった場合など速やかに飼い主へ連絡できれば良いと考える。

各府省からの第1次回答

マイクロチップの制度において、収集した個人情報は、個人情報保護法第69条第1項にもとづき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲として、例えば動物愛護管理法第36条にもとづき公共の場所において発見された動物の死体を収容した際の所有者への連絡、及び同法第35条にもとづき引取りを行った犬又は猫について所有者の発見に必要な範囲内において、マイクロチップ制度により収集した個人情報は利用可能である。

御指摘の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」についても、上述の個人情報が利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省へ個別に御相談頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動物愛護管理法施行規則第21条の11各号により、都道府県知事又は市町村長がマイクロチップ情報の提供を受けることができるには、第一種動物取扱業者への勧告等及び法第35条により引取りを行った犬猫の返還業務等の実施に必要な範囲内と定められている。

さらに、マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A(第6版)(令和6年3月28日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)においても、下記のとおり国の見解が示されている。

5-⑦「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

(答)

・「逸走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。

・上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。

これらのことから、現行の制度において、自治体は「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」を目的に、指定登録機関からのマイクロチップ情報の提供を受けることはできず、本提案の実現のためには、当該施行規則(環境省令)の改正等の措置が必要であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

環境省において、利用可能な典型例については動物愛護管理法施行規則第21条の11に追記し、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A(狂犬病予防法の特例に係るもの除く)(第6版)(令和6年3月28日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)」において、利用可能な場合を広範に挙げた上で、わかりやすいものとなるよう改訂していただきたい。

また、地方自治体のニーズを把握し、マイクロチップ情報の利活用を図る仕組みを大胆に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案自治体御要望の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の飼い主への指導」については、第1次回答にて現在でも自治体によるマイクロチップ情報の利用が可能である旨、回答した通りだが、自治体にすでに示している「自治体向けQ & A」及び行政機関が公開している「個人情報ファイル簿」の該当部分に関する記載について、よりわかりやすい説明となるよう令和6年度中に改訂する。地方自治体において個人情報の活用をはかりたい場合は、引き続き、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省に御相談を頂き、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に判断してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	121
(管理番号	121)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】

- ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聞く（意見聴取）」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容（例：色彩基準等）に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、轻易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分（例：景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など）の変更であれば不要とすることができるようになるなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるよう、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考える。

○景観計画の変更に時間要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまっている。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

各府省からの第1次回答

景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聞くこととするにとどめている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画審議会の意見を聴かなければならぬこととしていることであるが、都市計画との整合性の確保という目的の達成手段としては、本市が提案した、都市計画審議会の委員を景観審議会の構成員として加えた上で景観審議会における審議を行うことや、都市計画担当部署と景観担当部署との間での綿密な調整を行うといった措置内容の方が、簡潔に目的を達成できるため合理的であると考える。

また、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聞くこととするにとどめているとのことであるが、都市計画審議会の「議を経ること」と「意見を聞くこと」、どちらでもあっても、都市計画審議会の開催に係る膨大な事務負担や都市計画審議会委員の負担は変わらない。さらに、計画行政を巡る大きな情勢変化として、国では、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定し、その中で、国・地方を通じて負担の適正化を図るため、計画等の手続は各地方公共団体の判断に委ねることとすることを定めている。そのため、各関係主体においては、今後の計画行政の推進に当たり同ナビゲーション・ガイドの趣旨や内容に沿って制度の見直しを進めることが必要な状況になっているところである。

これらを踏まえ、景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画との整合を図るために必要な措置が講じられることを条件として、当該手続を不要とするよう御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「景観計画を策定又は変更しようとするときは」との記載により、軽易な変更であっても都市計画審議会の意見聴取が必要となる。このことについて、除外規定の設定や運用指針などの明示により、各自治体の判断により実務上の負担軽減が図れるような措置を求めたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更是別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの変更、最新データへの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガ

イド～」(令和5年3月閣議決定)において、「計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること」とされていることから、都市計画審議会の意見を聴くかどうかについて、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。

都市計画に影響があるまちづくり施策全てにおいて都市計画審議会の意見聴取が必要とされているわけではなく、景観計画の軽微な変更等は意見聴取を不要とすることができるのではないか。

軽微な変更、都市計画に影響がないものなど、内容によって、都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。あるいは、都市計画審議会において景観審議会等の判断に委ねる項目を決め、当該項目については都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。

意見聴取の方法として、都市計画審議会において受命した者に意見を聴くことや、書面・メールにより意見を聞くことなど、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

景観計画の策定・変更に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、議論等を行うことは、景観法運用指針(平成16年12月国土交通省、農林水産省、環境省)にも記載している通り、景観法の運用の観点から望ましいことである。

一方で、景観審議会は景観法で位置づけているものではなく、地方自治体が任意で条例を定めることにより設置している第三者機関であり、そこで審議する内容についても景観法で位置づけておらず、都市計画審議会の代わりになるものではない。

そのため、景観審議会での議論をもって、都市計画審議会への意見聴取を不要とすることはできない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	154
(管理番号	154)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し

提案団体

岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省

求める措置の具体的な内容

野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に定める解除基準の見直し(検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等)を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件(※)を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。

(※)野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

【支障事例】

当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られているため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【捕獲個体の処理について】

令和5年度は3市町及び岩手県町村会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。

焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。

【地域振興について】

環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲のインセンティブを減殺している。現在複数の市町村からシカ肉の活用について相談を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実態に即した出荷制限となる。

市町村単位等で出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。

根拠法令等

原子力災害対策特別措置法第20条第2項

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」IV2解除対象の区域

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに基づき、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数で検査を行い、「検査結果が安定して基準値を下回ること」などの解除条件を満たす必要がある。

解除に当たっての区域は、県域を原則としているが、

- ・県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備した上で全頭検査を行い、出荷を可能とする一部解除
- ・市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除

といった段階的な解除を行うことを基本としており、現在も個別状況に応じた対応を行っている。

市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除に当たっては、市町村等の単位で解除する場合の検体採取方法等具体的な考え方を再整理（例：検体数の見直し：299→60検体、検体数の確保が難しい場合の考え方など）し、令和5年9月に、関係自治体に情報提供を行っているところ。

地域によって野生鳥獣の捕獲状況等の条件は異なることから、出荷制限の解除をしようとする自治体からのご相談については、地域の状況をできるだけ詳細に伺うとともに、より丁寧な説明を行っていく考え。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和5年9月に開催された、農林水産省主催の鳥獣対策全国会議の資料として、市町村単位の出荷制限の解除の考え方が示されたことは承知している。

しかし、同資料は国からの正式な通知ではなく、運用上の実行性が担保されているとは言い難い。また、基準としては内容が不十分であると考えており、引き続きの検討をお願いしたい。

具体的には、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に、具体的な解除基準や地域の状況に応じて検査方法を簡便にする等の要件緩和の考え方を明記するなど実行性を確保するとともに、具体的な運用方針を明らかにすることを求める。その上で、説明会資料に加えて、正式な通達事項として、然るべき機関から自治体宛ての通知をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「考え方」という。）に基づき、出荷制限の解除をしようとする自治体の個別の事情に応じて対応を行っているところであり、引き続き現行の「考え方」に基づいて対応を進めてまいりたい。

その中で、野生鳥獣の肉類における市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な考え方については、令和5年9月に都道府県担当者会議において農林水産省から資料提供したところであるが、その内容について文書にて関係県宛てに発出することを検討することとしたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	176 176)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

提案団体

広島市、新潟県、広島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

具体的な支障事例

当市では、大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を 11 局設置している。近年、光化学オキシダントを除く測定項目で大気環境基準をほぼ 100% 達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和 46 年に通知された硫黄酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。

また、当市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が 5 ppb 未満となっており、昭和 61 年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。

さらに、現在は、AI や大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになっていくことも踏まえる必要があると考える。

したがって、当市においては、11 局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。

大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する裁量の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を、局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録計導入によるペーパレス化等の DX 化に充てることができる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市

○測定局数の算定に係る基準では、環境濃度レベルの調整で、二酸化硫黄のように基準値の100分の1オーダーの状況においても、基準値の3割以下と区分し調整することとなっていたり、算定により測定局数が1を下回る数値となった場合は1としていたり、環境基準を達成している状況でも測定局数を維持するものになっている。測定局数の維持は、機器や局舎の保守管理等の経費だけでなく、日々の結果確認など事務作業も必要となることから、基準の見直しにより監視体制を合理化し測定局数を削減できれば、当市における他業務効率の向上につながると考えられる。

各府省からの第1次回答

現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大気環境モニタリングの在り方に関する検討会が取りまとめた報告書（「大気環境モニタリングの在り方について」（平成17年6月））では、「都道府県における望ましい測定局数を決定するに当たっては、全国的視点と地域的視点の両面からの検討が不可欠」とされ、さらに「全国的視点とは、地域固有の事情は考慮せず、人口、面積等の全国共通の指標をもとに必要な測定局数を全国一律に機械的に算定するもの」、「地域的視点とは、都道府県固有の自然的、社会的状況等を勘案し、これら固有の事情で必要となる測定局数を算定するもので、いわば、都道府県ごとに加算する測定局数を求めるもの」とされている。

こうした考え方の下、現行の事務処理基準が定められていると考えているが、御指摘のあった「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできる」という運用（以下「調整運用」という。）は、事務処理基準のうち全国的視点から必要な測定局数の算定に関する部分のお書きとして記載されており、前述の報告書における全国的視点の考え方を踏まえると、この調整運用をもって都道府県等が独自に、全国的視点から算定した測定局数を削減するのは困難であると考える。

また、設置する測定局数は、大気汚染状況の常時監視の目的達成のための重要な要素であり、かつ国からの法定受託事務である以上、都道府県等が独自に測定局数を決定する場合においても、国から具体的な方法が示される必要があると考える。

こうしたことから、大気汚染状況が大幅に改善されている状況に鑑み算定基準の見直しを求めたものであり、その上で、調整運用が可能であるのであれば、都道府県等で測定局数を削減する場合の具体例を技術的助言として示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鹿児島市】

具体的な測定局の数について、各自治体で判断することが可能とのことだが、その数の算出根拠として同事務処理基準がある。

その測定地点数の算定基礎に係る考え方については廃止し、測定局の削減や効率化に向け、各自治体がより柔軟に判断できるよう見直すべきと考えている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならぬ。

また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答にある「地域区分ごとの測定局数の調整」は、平成22年3月の事務処理基準の改正により、「都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする」ために加えられたものだが、実際にどの程度、弾力的な運用が可能となったのか、具体的なエビデンスを示していただきたい。

現行の人口基準・可住地面積基準は、必ずしも科学的な根拠が明らかではないまま、それぞれ平成17年、昭和46年当時の基準値が用いられており、①大気汚染の改善状況、②測定技術の進展、③測定局の中長期的な維持管理コスト等のエビデンスを踏まえた上で、効率的な常時監視を実現すべく、抜本的に見直すべきではないか。

同様の観点から、環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した測定局数の調整に用いる係数についても抜本的に見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

平成17年の事務処理基準の策定以降、一部の測定項目については一定程度削減されている。

御指摘を踏まえ、測定局数の実態把握や、都道府県等の関係者への聞き取り等を行い、専門家の意見も聞いた上で、当該事務処理基準について必要な見直しを検討したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	200
(管理番号	200)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務の見直し等

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けをできる規定に見直すこと。
また、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。

具体的な支障事例

令和3年の地球温暖化対策の推進に関する法律改正において、都道府県は地方公共団体実行計画(区域施策編)に「再エネ利用促進等の施策に関する事項」及びその「施策の実施に関する目標」を設定することと義務付けられた(法第21条)。
当県の計画(区域施策編)(「第3次広島県地球温暖化防止地域計画(改訂版)」)策定にあたっては、府内会議6回、有識者を交えた会議4回を行うなど、多大な事務負担が生じている状況であり、また、計画の内容が専門的であることも策定の負担となっている。
更に、目標の設定に当たっては、CO₂を大量に排出する企業における該当都道府県内の事業所の削減計画を把握する必要があるが、企業の生産体制の集約などの情報は競争性に関わる情報でもあり、都道府県での把握が困難なことから、実効性のある目標設定が難しい。
そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)に基づき、計画策定の義務付けの見直しを求める。
また、地方には再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい。
従って、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表するなど、適切な支援をすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方の業務負担軽減に繋がる。
地方に課されている目標について、正しい現状分析ができないという支障を解消できる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、兵庫県、奈良県、高松市

○令和5年度に本県の区域施策編に当たる計画を全面改正した際、府内会議5回、有識者会議4回を実施し、事務負担が発生した。

義務付けの見直し以外にも、計画改定時の事務簡素化が必要と考えられる。

固定価格買取制度(FIT)の再エネ導入実績も公表時は累計のため、純増・純減すら把握できず評価が難しい。国には自家消費分を含めた再エネ導入実績を公表するよう要望している。

○当市では、区域施策編は策定しているが、2030年46%削減(2015年度比)の目標における市の取り組みを反映した正しい現状分析はできない。

進捗状況を正確に管理していくため、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表していくことは大変必要であると考える。

○「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい」ことについて、当県でも提案団体と同様の支障事例があるため、「国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。」については提案の趣旨に賛同する。

○当市は地方公共団体実行計画(区域施策編)にて、太陽光発電設備の導入目標を定めており、導入量の把握については、国が公表するFIT制度に基づく数値(市町村別)にて把握している。一方、非FITによる太陽光発電設備の導入が増えてきている中、正確な状況が把握できていないため、国にて非FITを含めた数値(市町村別)の把握・公表を求める。

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、自家消費分を含めた市域の再エネ導入の正確な実績を把握できない。

○当県では当該計画において2030年度に100億kWhを再エネで発電する目標を掲げているが、現在、固定価格買取制度以外(非FIT)の再エネ導入量を把握できるデータではなく、当県の「条例に基づく特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度」による報告や事業者等が公表している導入情報に頼らざるを得ず、非FITの再エネ導入量を正確に把握することが困難な状況である。

各府省からの第1次回答

地球温暖化対策推進法(以下「法」という。)に基づく地方公共団体実行計画については、平成20年に都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に策定が義務付けられました。我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地域の脱炭素化を促進するためには、法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編の実効性の向上が必要です。また、地方公共団体実行計画区域施策編の目標達成に向けて取り組み、地域の脱炭素化を進めていく上では、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の利用の促進が重要であることから、令和3年の法改正により、地方公共団体実行計画区域施策編における記載事項として、施策の実施に関する目標が追加されたところです。

地方公共団体実行計画の策定・改定を支援するため、地方公共団体実行計画マニュアルや自治体排出量カルテなどの整備等を行っています。

なお、計画策定・改訂にあたって地方公共団体においてどのような議論プロセスを経るか等については、法に特段の定めはございません。各地方公共団体において、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定から実行に当たって、適切な組織体制・プロセスの下で、事務負担軽減の観点から合理化等を行っていただくことについては差し支えございません。

地域における再エネ導入量については、資源エネルギー庁のホームページにおいて、市町村ごとのFIT・FIP制度に基づく再エネ導入量(設備容量)を公表しているところです。

自家消費型太陽光やFIT/FIPによらない再エネ電源の導入量把握に向けては、一般送配電事業者から報告された系統接続済容量を用いた推計を公表しており、引き続き、より効率的・効果的な捕捉方法の検討を進めまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「計画」という。)策定の義務付けが必要という前提に立った回答となっているが、提案趣旨は計画の策定義務の見直しであり、

・「我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、地域の脱炭素化を促進するため」に、なぜ計画策定の義務付けが必要なのか。(脱炭素社会の実現に向けて計画策定の義務付けが真に必要であるならば、都道府県及び政令市以外の地方公共団体の計画策定は、なぜ努力義務となっているのか。)

・「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月 31 日閣議決定)に照らし、計画策定の義務付けが適切なのか、また、十分な検討がなされているのか。

について、お示しいただきたい。

また、国においても PPA 等の自家消費型の再エネ導入を促進する中、FIT・FIP 以外の再エネ導入量については、第1次回答に記載の現行の公表資料では、都道府県における実績の把握ができず、目標の達成状況等の検証が不可能である。

法により、都道府県に目標の設定が義務付けられていることから、国による各都道府県の再エネ導入量の公表や、推計方法の提示等の支援を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

再エネ電源の導入量については、脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要である。一般送配電事業者から報告された系統接続済容量を用いた推計が公表されたものの、それ以外のデータは、現在においても提供されていないため、自家消費分まで含めた再生可能エネルギー電力の設備容量・需給状況を都道府県別、市町村別に統計整備し、提供することが必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月 31 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。

なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている政策がある場合は、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

各府省からの第2次回答

地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画に基づき、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとされています。この点、地方公共団体が地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「計画」という。)を策定することにより、地域全体の削減目標や実施すべき取組みを整理することは、地方公共団体が必要な施策を推進する上での基礎となるものであることから、我が国における 2050 年までの脱炭素社会を実現するためには、地方公共団体に対して計画の策定の義務付けを行う必要があると考えます。地球温暖化による影響は年々顕在化しており、その対策を進めることの切迫性は制度創設時以上に高まっている現状に鑑みると、義務規定を緩和することは不適当と考えます。なお、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市以外の市町村については、地球温暖化対策のための体制や保有する知見等の実態を勘案し、努力義務としているところです。

また、資源エネルギー庁が公表している電力調査統計において、以下のデータを公表しており、引き続き、再エネ導入に関連するデータについてのより効率的・効果的な捕捉方法の検討を進めてまいります。

- ・都道府県・市町村別の需要電力量及び自家消費分を除く再エネも含めた各電源種別の発電量(逆潮流量)を把握できるデータ(※2023 年 11 月より公表開始)
- ・都道府県別の各電源種別の設備容量(自家用を除く)

なお、第1次回答で示した推計量は、上記の系統への接続量や一般送配電事業者の報告に基づきエリア別の推計量を示したものであり、都道府県別の FIT・FIP によらない再エネ導入量の推計は、今後検討を深めるべき課題と考えています。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	201 201)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

市町村が脱炭素促進区域を設定する場合の地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の義務付けの廃止

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

市町村が脱炭素促進区域を設定する際に必要となっている、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を不要とされたい。

具体的な支障事例

自治体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素促進区域を設定する際、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定が要件となっている。
地球温暖化対策の推進に関する法律の規定上、市町村による当該計画の策定は努力義務とされている一方で、当該要件により計画策定を実質的に市町村に義務付けるものとなっている。
また、脱炭素促進区域を設定している市町村が全国で 26 市町村(令和5年 10 月時点)にとどまっている現状を見ると、事務負担が大きい計画策定が大きな障壁となっている可能性がある。
法の趣旨である、温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためにも計画策定の要件を見直すべきであり、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月 31 日閣議決定)を遵守した取り扱いをしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、県としては、脱炭素促進区域の設定を推進していきたい一方で、計画策定は市町村にとって負担となっている。
市町村が計画を策定することなく、脱炭素促進区域を設定できることにより、脱炭素化の施策が一層推進される。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条・第 22 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寒川町、豊橋市、高松市

各府省からの第1次回答

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第21条第3項各号の事項を規定することが努力義務とされている市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方については、令和6年6月25日付環境地域調査第2406254号において周知したところである。同通知においては、法第21条第3項各号の事項を規定することが努力義務とされている市町村については、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定することも差し支えないことを示している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村が脱炭素促進区域(以下「促進区域」という。)を設定する場合には、努力義務となっている地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「計画」という。)の策定が必要という前提に立った回答となっているが、提案趣旨は促進区域設定拡大のための計画策定の実質的な義務付けの廃止であり、

- ・再生可能エネルギーの導入促進のための促進区域の設定に、なぜ計画の策定が必要なのか。
- ・「計画策定等における地方分権改革の推進について~効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド~」(令和5年3月31日閣議決定)に照らし、計画策定の実質的な義務付けが適切なのか、また、十分な検討がなされているのか。

について、お示しいただきたい。

また、令和6年末時点で促進区域の設定市町村数は39であり、2050年までの脱炭素社会の実現に向け地域の脱炭素化を促進するために、計画の策定自体を不要とすることで、促進区域の設定に係る基礎自治体の負担軽減につながり、制度の利用促進に資すると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている政策がある場合は、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

【全国町村会】

計画策定の義務付けについては、従来から廃止を求めてきたところであるので、見直していただきたい。

各府省からの第2次回答

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第21条第3項各号の事項を規定することが努力義務とされている市町村については、令和6年6月25日付環境地域調査第2406254号において通知したとおり、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定することも差し支えないこととしています。すなわち、当該市町村においては、促進区域及びこれに関連する事項(温対法第21条第5項各号)のみを定めることを可能としており、ご要望については措置済みです。なお、便宜上温対法第21条第5項各号を定めた文書を「地方公共団体実行計画」と呼称しております。努力義務となっている計画策定自体は、地方公共団体が温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する必要性と、指定都市、中核市、施行時特例市以外の市町村における地球温暖化対策のための体制や保有する知見等の実態に鑑みれば妥当と考えており、促進区域設定に当たっては促進区域設定のみの設定も可能であることから追加的な事務負担はないと考えおります。また、促進区域の設定は努力義務規定であり、自治体に対する事務負担の義務付けもありません。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	203 203)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

脱炭素促進区域と建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

「脱炭素促進区域」と「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という、省庁ごとの類似の制度を見直し、「脱炭素促進区域」の指定を受ければ、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に適用される措置を受けられるよう求める。

具体的な支障事例

地球温暖化対策推進法にある、地域における「脱炭素促進区域」の指定と趣旨が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律にある「建築物再生可能エネルギー促進区域」と重複している。一体的な策定が可能とはされているが、重複する区域設定の根本的な解決には至っておらず、事務負担が増加している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」における「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の指定と、「地球温暖化対策推進法」における「脱炭素促進区域」の指定は、趣旨が重複していると考えられるため、それぞれの制度で適用されている措置が1つの制度で完結することで、関係許認可手続きのワンストップ化や建築基準法規制などの特例許可を一体的に受けられ、区域の指定が広まり、再エネ導入の促進につながる。

根拠法令等

地球温暖化対策推進法第21条第5項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第67条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、神奈川県、豊橋市、大阪府、鳥取県、高松市、熊本市

○当市では、次期実行計画の改訂において促進区域の設定を検討しているが、国が脱炭素化を推進していく中で、各省庁で重複する設定が存在することは検討に必要以上に時間を要してしまうものと考えている。

各府省からの第1次回答

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画と一体的に策定することが可能である。例えば、促進計画に記載すべき事項を地方公共団体実行計画に記載し、促進計画として効力を有する旨を明記することで、当該地方公共団体実行計画を促進計画として扱うことが可能である。なお、この旨は既に建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドラインにおいて自治体に広く周知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省の第1次回答は、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画」及び「地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画」の双方の策定が必要であることを前提とした回答になっているが、再生可能エネルギーの導入促進という同じ目的に対し、類似の制度が複数存在することは、計画を策定する基礎自治体の制度設計を困難にするとともに、特例等を利用する国民や事業者にも分かりづらいものとなっている。脱炭素社会の実現に向けて、制度自体を一本化することにより、基礎自治体、国民・事業者の双方に分かりやすい制度となり、再生可能エネルギーの導入促進にも資するのではないかと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度は、建築物に設置される再生可能エネルギー利用設備のみを対象に、建築士による再生可能エネルギー利用設備に関する説明義務と建築基準法の形態規制の特例許可制度により、地域における再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを目的とした制度である。一方、地球温暖化対策の推進に関する法律における地域脱炭素促進事業の対象となる区域(温対法上の促進区域)は、主に事業として設置する再生可能エネルギー利用施設を対象としており、当該区域内で発電事業者等が提出した「地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画」が市町村に認定された場合、手続き面での特例等を認めるものである。

以上のとおり、両者は、法律により認められる効果が異なることから、制度の一本化は困難である。

なお、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画に記載すべき事項を地方公共団体実行計画に記載し、促進計画として効力を有する旨を明記することで、当該地方公共団体実行計画を促進計画として扱うことが可能であるため、各自治体の判断で、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画と地方公共団体実行計画を一体化することは可能であり、計画を一体策定することで基礎自治体の追加的な負担はないと考える。

引き続き、これらの計画の一体策定に係る好事例等を示すとともに、これらの区域における特例を広報すること等により、基礎自治体、国民・事業者のいずれにも分かりやすい制度となるよう努めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	204 204)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

脱炭素化推進事業債の対象事業について、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があるという要件を見直すこと。

具体的な支障事例

「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け事務連絡)により、脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることとされている。しかし、法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であり、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合に逐次計画改訂が必要となると、機動的な事業実施に支障がでてしまう。そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることという対象事業の要件を見直すよう求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方に追加的に課される事務負担の軽減

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条・脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)(令和6年4月1日付け環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課・国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課・農林水産省 農村振興局 整備部 設計課・水産庁 渔港漁場整備部 防災漁村課・林野庁 森林整備部 整備課・総務省 自治財政局 財務調査課・総務省 自治財政局 公営企業課・総務省 自治財政局 公営企業経営室・総務省 自治財政局 準公営企業室事務連絡)・令和6年度地方債同意等基準(令和6年 総務省告示第134号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、神奈川県、平塚市、豊橋市、京都府、大阪府、高松市、熊本市

○県内市町村において、地方公共団体実行計画(事務事業編)の改定作業中のため脱炭素化推進事業債を申請できないという事例があり、事業実施に支障が生じている。

○求める措置の具体的な内容について、ZEB 化の対象事業に断熱工事を追加することについて旨加筆頂きたい。

現状の ZEB 化における対象事業では、設備の整備に関する事業だけが対象となっているが、寒冷地である東北地域においては ZEB 化を達成するうえで高断熱化が必要となり、温暖な地域に比べ財政的負担が大きいことから対象事業の対象を見直すよう求める。

○当市では、事務事業編において 2030 年 46% 削減(2015 年度比)の目標を定めているが、国の実行計画と同水準への引上げについて、定量的な根拠を示すのに苦慮している。

各府省からの第 1 次回答

「地球温暖化対策計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定)」において、地方公共団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを受けて、各地方公共団体において温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を実効的・計画的に進めるため、地方公共団体実行計画事務事業編を作成し、計画期間に達成すべき目標やその目標を達成するために実施する措置の内容等を記載することとされている。

また、国・地方脱炭素実現会議で決定された「地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日会議決定)」において、2030 年度目標に向け、2025 年までの5年間の集中期間に政策を総動員することとされたことにより、地方公共団体において短期間で多額の財政需要が発生することを想定し、その対象を適切な範囲とする目的で、脱炭素化推進事業債の対象事業は、地方公共団体実行計画事務事業編に基づいて行われるものとし、計画への位置づけを起債要件としたものである。

現行制度において、起債要件としての計画への位置づけについては、必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求めているものではない。脱炭素化推進事業債の趣旨及び起債要件については、支障事例として示されている断熱設備が対象となることも含め、事務連絡等で都度周知しているところであるが、引き続き適切に周知を図ってまいりたい。

なお、個別の事業の適債性や確認書の記載については、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)」に記載のとおり、環境省の各地方支分部局及び総務省でご相談を受け付けているところ、引き続き個別のご相談についても、丁寧に対応してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体において想定される脱炭素化の取組については、政府実行計画に掲げる内容に準じたものとなることが想定され、起債対象事業についても脱炭素化推進事業債に係る運用通知等で示されている。

回答は、「地方公共団体において短期間で多額の財政需要が発生することを想定し、その対象を適切な範囲とする目的で、脱炭素化推進事業債の対象事業は、計画に基づいて行われるもの」としたとあるが、起債対象となる事業範囲については、通知等により示されているところである。また、計画には、計画期間中の事業費の記載は必須ではなく、これをもって、地方公共団体全体の財政需要の把握はできないため、計画への位置づけを起債要件とすることは不要と考える。

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月 31 日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の事務負担軽減のためにも、計画への事業記載という要件の見直しは適切であると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月 31 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、

計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)では、地方公共団体も自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべく、「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」に即し、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定める、地方公共団体実行計画を策定するものとしている。また、地球温暖化対策計画においては、全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとしており、地方公共団体の実施する脱炭素化の取組は、地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づくものであることが必要と考えている。

また、国・地方脱炭素実現会議で決定された「地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日会議決定)」において、2030年度目標に向け、2025年までの5年間の集中期間に政策を総動員することとされたことも踏まえ、2025年までの期間に地方公共団体が計画に基づいて行う率先的な取組を対象として、脱炭素化推進事業債により財政措置を行っている。

上記の趣旨から、対象事業の確認にあたっては、当該事業が地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づくものであることを確認する必要があると考えているが、その記載内容は、第1次回答でお示したとおり、必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求めるものではなく、地方公共団体に委ねているものである。そのため、計画への位置づけを起債要件としていることは、地方自治体に対して過度な負担を求めるものではなく適切であると考えるので、ご理解いただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	205 205)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に關係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介すことなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関する連絡として、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)
これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条、会計法第48条第1項、予算決算及び会計令第140条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第1次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)

このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものと考える。

また、現在、250を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要が生じるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第1次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していただきたい。

なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

各府省からの第2次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第26条第2項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第2項及び第3項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものと考える。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	228 228)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

浄化槽設置時の建築確認申請に係る通知先の見直し

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

建築基準法第93条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」に変更し、浄化槽事務を実際に行っている部署が、通知を直接受け取れるようにすること。

また、同条第6項に基づく必要がある場合の意見についても、同様の変更を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

建築基準法第93条第5項により、浄化槽を設置する際に、建築確認申請を伴うものについては、保健所長への通知が義務付けられており、同条第6項に必要がある場合、保健所長は建築主事等に対して意見を述べることができると規定されている。

【支障事例】

当県では県の所管する保健所が管轄する地域の浄化槽の維持管理・指導等を保健所ではなく、当県水質保全課と地域振興事務所が行っている。

保健所設置市以外で建築基準法に基づく浄化槽に関する確認申請が提出された際の、建築主事等からの通知(浄化槽調査書)について、通知の内容に個人情報が含まれており、慎重に取り扱う必要があること、年間の件数が非常に多く、郵送にはコストもかかること、また、1件の通知文書にA4判の調査書やA3判の図面など大きさが異なる多数の書類が混在しておりPDF化が煩雑であり容量も膨大となることなどから、受け渡しを郵送やデータのやり取りで行うことが困難であるため、当県水質保全課と地域振興事務所が管轄保健所へ伺い、コピーを取った上で返却している。

浄化槽の設置は年間約6,000件あり、そのうち約5,000件が建築基準法に基づく申請のため、管轄地域により異なるが、毎月1回、平均40件の通知の受け渡しを行っており、管轄保健所へ通知を取りに行くことの負担が大きくなっている。

【支障の解決策】

建築基準法を改正し、屎尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」とすることで、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽に関する事務処理を一本化することができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理の効率化を図ることが可能であり、浄化槽の維持管理指導等を保健所ではなく、他の部署が行っている地方公共団体においても事務処理の効率化を図ることが可能である。

根拠法令等

建築基準法第93条第5項、第6項

浄化槽法第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、浜松市、兵庫県、奈良県、鳥取県

○当市では、浄化槽法に係る事務を保健所ではなく環境部局で所管しており、便宜上、建築基準法93条5項の通知は保健所を経由せず直接、環境部局へ送付される運用をしていますが、本提案のとおり改正されるのが望ましいと考えます。

各府省からの第1次回答

建築基準法第93条第5項においては、建築物の衛生上の安全性を確保する観点から保健所長に通知することとしているところ。建築主事等から保健所長に通知をした上で、個別の自治体における浄化槽法に係る事務の実態に応じて、運用上、浄化槽事務を行っている部署が建築主事等から通知文書を直接受け取ることは差し支えないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答を踏まえると、建築主事等からの通知につき、浄化槽事務を行っている部署が直接受け取るとしても、最終的には保健所長への通知としての送付が必要となることから、当県が支障としている保健所との書類のやり取りについては解消されないものと考えている。

このため、当初提案のとおり、建築基準法の改正により、屎尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）」とし、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽事務を実際に行っている部署が通知を受け取れるようにすることで、事務処理を一本化していただきたい。

一方で、当該改正が困難な場合、本回答については、何をもって「保健所長」への通知があったと取り扱うか、通知文書の最初の受け取り部署をどこにするかは、自治体に一定の裁量が認められていると解する余地があるとの趣旨と理解したが、そのような理解に相違ないか確認したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

建築基準法第93条第5項に基づく通知については、建築物の衛生上の安全性を確保する観点から建築主事等から保健所長に行うこととしているものであるが、当該通知に係る事務の実施方法については、自治体が実情に応じて決めるものと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	242 242)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

具体的な支障事例

【支障事例】

当県では最終処分場設置に条件の良い特定の地域に 200 を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中が当該地域にて問題となっている。

このような状況に対し、当県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から 1km 以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところである。

【支障の解決策】

指導要綱による対応には限界があり、調整には多大な労力を要し、苦慮してきた。根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が集中する地域について、その総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望する。

【現行制度では対応が不十分である理由】

本件については平成 27 年に同様の提案を行っており(管理番号 105)、環境省からの回答が示されているところである(地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている)が、先述のとおり、指導要綱による対応には限界があり、許可申請書が提出された場合、法令上の要件が満たされていれば許可せざるを得ない、というのが現状であって支障は継続している。

また、平成 27 年の回答では、廃棄物処理法第 15 条の2第1項において、「周辺地域の生活環境の保全…について適正な配慮がなされたものである」ことを都道府県知事の許可要件にしていることが示されているが、生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評価することを要件としていることから、安定型最終処分場の設置許可に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと思料され、現状では、地元住民の不安を払拭できていない。同様に平成 27 年の回答では、同法第 15 条の2第4項などにおいて、「生活環境の保全上必要な条件を付することができる」としていると示されているが、あくまで許可を前提とした許可時の条件設定に関する条文であることから、本支障の解決には至らないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物処理法に、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準及び処分場の設置許可に地域の実情を反映させるための地方の裁量を認める規定を創設することにより、地元調整、事業者の指導について明確な根拠を持った対応が可能となり、業務量の削減に資する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市

—

各府省からの第1次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。

廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めており、安定型最終処分場であっても埋立作業における大気環境の粉じん、騒音及び振動等が調査項目となっている。(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)

また、都道府県知事は、以下の条件に適合しない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五條の二第1項)

①その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(第一号)

②その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。(第二号)

さらに、当該地域の実情に応じて許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付すことができるとされている。(法第十五条の二第4項)

このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。なお、本件は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成10年5月7日衛環第37号)」により各都道府県及び政令市に対して周知済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)等に則り、生活環境影響調査の結果、問題がないと評価した上で最終処分場の許可処分を行っている。

しかしながら、安定型最終処分場は、その性質及び制度上、安定型以外の廃棄物の付着・混入がなければ地下水汚染等は発生しない建前であり、そのような事象が発生するおそれがある前提で生活環境への影響を予測・評価することはできない。一方で運用上は産業廃棄物管理票制度によるチェックや展開検査を実施したとしても、いわゆる安定五品目とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性がある。

当県では上記の制度的な事情及び実運用上の支障が生じた場合を考慮し、最終処分場が集中立地する地元住民の不安を払拭するため、市町村の要望も踏まえた上で、最終処分場の新設にあたっては、外的距離制限(既存の最終処分場等から1キロメートル以上離れた立地とすること)を指導要綱に設けている。しかし、行政指導の枠組み内の対応であるため、強制力がないという限界に直面している。

なお、当県以外においても、最終処分場設置に際しては地元住民の反対運動がしばしば起ころのが実情であり、訴訟(安定型処分場建設等差止請求事案等)において、自治体の許可処分が争われ、建設の差止めが認められた例もある。

また、法の許可処分は法定受託事務であるため、法の定める要件に適合する場合、知事は許可をしなければならず、知事に許可要件を設ける裁量は認められていない。水質汚濁防止法や騒音規制法のように、地域の事情に応じた規制を可能とする規定もない。

さらに、許可処分に生活環境の保全上必要な条件を付すことができるとしても、設置許可を前提とするため、当県の直面している問題の解決には適さないと考える。

については、上記を踏まえた上で、第1次回答の内容を具体化するものとして、設置許可の段階で、どのような調査や要件の検討を行い、どの程度の裁量を行使することで、最終処分場が集中立地する地域における環境への配慮や地域住民の不安解消の対応が可能となるのか、争訟予防の観点も踏まえてお示しいただきたい。

当県では現行制度の下で十分な対応ができないと認識しているため、あらためて提案内容を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

最終処分場の設置規定に関する都道府県の裁量については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省ヒアリングにおいて、複数の安定型最終処分場が既に立地している地域において、新規に安定型最終処分場が設置されることによる環境負荷の増大を考慮して生活環境への影響を審査することは、現行法の許可基準の適合性の判断において対応可能との見解が示された。

この点について、「周辺地域の生活環境保全等についての適正な配慮」に係る裁量の範囲が曖昧であり、地方自治体が苦慮しているため、当該基準の範囲内で、本件支障の解消に資する方策について整理し、地方自治体に周知することを検討すべきではないか。

例えば、独自条例を制定し、集中立地地域においては、生活環境影響調査にて地下水汚染の現況把握・予測を行うこととし、その調査結果によっては不許可とすることを定めることができか、検討いただきたい。

また、このような独自条例の制定が可能であることを、法改正により明文化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされていない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五条の二第1項第二号)

当該規定の周辺の施設の範囲については、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設をいうものであって、例えば、病院、保育所、幼稚園、学校などが考えられるが、個別の状況に応じて都道府県知事が判断することとされている。

貴県において、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、騒音等の生活環境への影響を考慮し、稼働中の最終処分場から1km以内への新たな最終処分場の設置を規制する指導要綱を設けていると承知している。現行の解釈においても、最終処分場の集中立地による周辺施設の生活環境への影響(騒音等)が著しい場合には、周辺の施設に対して適正な配慮がなされていないと判断して、不許可とができる旨を明確にするとともに、都道府県等に対して解釈通知を発出し、周知したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	269 269)
----------------	--------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し

提案団体

秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村、羽後町、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達することを求める。

具体的な支障事例

熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものであるが、令和6年3月説明会において国が示す方法によれば、当該情報が発表される際には、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達する必要がある。

また、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。

このため、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減につながる。

なお、環境省より、各自治体を経由する理由として、熱中症特別警戒情報の伝達と一緒に各自治体独自の情報も伝達できるようにするためにとの説明があったが、熱中症特別警戒情報に加えて発信しなくとも、別途対応すれば足りるものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、熱中症特別警戒情報を住民や関係機関に迅速に伝達するとともに、自治体職員の作業負担を軽減することができる。

根拠法令等

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、石川県、静岡県、名古屋市、三重県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、徳島県、福岡県、福岡市、熊本市、阿蘇市、鹿児島県、特別区長会

○特別警戒アラートは土日祝日も発表される可能性があるため、その場合に備え、金曜日や前日に予測値を確認し、発表予想があった場合には、金曜日や前日のうちに対応を行っている。あくまで予想を基に注意喚起を行っていることから、即時性や正確性に欠けてしまう。

市の情報伝達手法を用い、メール、館内放送、防災無線で注意喚起を行っているが、全ての市民や関係機関への一括した情報伝達にならない。

○国から受け取った熱中症特別警戒情報の県から県内市町村への伝達については、市町村の事情に応じて複数の方法で行う必要がある。特に休日は、県も市町村も対応できる職員が少ない中で情報伝達を行う必要があり、ミスが発生することも想定される。このため、国から県・市町村等へ一斉に伝達を行うことで、迅速かつ確実に情報伝達できるほか、自治体職員の負担軽減が期待できる。

○当該情報が発表される際には、4月～10月の運用期間中、市町村では平日、休日を問わず毎日メール受信確認となり、さらに様々な手段で市民等へ伝達を図る必要があるため、職員に過度の作業負担が生じることが予想される上、その効果も低いと思料される。

当該伝達系統以外にも、国が一括して報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、職員の負担軽減につながる。

○熱中症特別警戒情報の目的は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害を減少させることであり、そのためには国民への迅速な周知が必要である。都道府県を経由すると、都道府県によって市町村へのタイムラグが生じることが予想され、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針に記載されている市町村の役割（地域住民への情報の伝達・クーリングシェルターの開放）の遂行に地域差が生じるおそれがあることから、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝達できると考える。

また、都道府県を経由することで都道府県職員の事務負担が膨大になるため、発表情報の伝達は環境省で一元化し、その他別途周知することがあれば都道府県から市町村へ通知すれば事足りると考える。

○熱中症特別警戒情報が発表された場合、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達することとなっている。

しかし、都道府県からの通知を受けた日が土日祝日を含む休日だった場合、担当職員が即座に対応することは難しく、対応するにあたっても過度な事務負担を強いることになる。

熱中症特別警戒情報は緊急を要する内容であり、即座に伝達を行う必要があるが、県及び市町村が間に入ることで住民等に即座に情報が伝わらない恐れがある。

国が一括して情報発信することで迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減に繋がるを考える。

各府省からの第1次回答

熱中症特別警戒情報については、気候変動適応法に基づき、環境大臣による発表の際は、関係都道府県知事に通知し、当該通知を受けた都道府県知事は関係市町村に通知し、当該通知を受けた市町村は住民等に伝達することとされている（気候変動適応法第19条各項）。

この発表・通知を確実に運用するため、環境省では本年4月に都道府県向けの訓練を複数回実施した。この訓練において都道府県からいただいた運用改善の意見のうち、環境省で対応可能なものについては、既に運用の変更・工夫などの改善を実施済みである（例：ZIPファイルではなくWordファイルへ変更する、メール発出アドレスや件名を固定し事前にお示しする等）。

熱中症特別警戒情報の運用は、本年度から始まったものであり（7月3日時点では）まだ一度も発表されていない。

このため、御提案の内容については、今後の熱中症特別警戒情報の発表・運用状況等を踏まえながら検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年4月及び5月に実施された訓練は、事前に日時または実施期間を指定された上で都道府県が受信確認を行いう形で実施されたものであり、都道府県から市町村等への伝達は国の訓練内容には含まれていない。そこ

で、各都道府県では市町村と独自に伝達訓練を行うなど連絡体制の整備を進めているが、当県が実施したメールを用いた市町村への伝達訓練では一部市町村において受信確認までに時間要するケースがあった。同様に、メールによる伝達を行う場合、市町村数が多い都道府県では受信確認に相当の時間を要し、迅速な伝達が困難なケースが考えられる。

また、4月第4週から10月第4週までの運用期間中は、熱中症特別警戒情報の発表の有無に関わらず、担当職員は休日を含めて毎日メールの受信確認をしなければならず、負担が掛かり続けることになる。

熱中症特別警戒情報は人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものであるため、先延ばしすることなく、国が一括して迅速かつ確実に住民に情報伝達する万全の仕組みを初発までに構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【堺市】

本年4月実施の都道府県向けの訓練については、まず、市町村からの運用改善の意見が募られておらず、市町村に関する支障事例の改善には不十分と考えられる。また、本訓練は休日等の突発的な対応が困難なタイミングにおける運用を想定したものではないと思われるため、同じく休日対応等に関する支障事例の改善には至っていないものと考えられる。

さらに、熱中症特別警戒情報が発表されるのは、暑さ等が過去に例のない危険なレベルとなるほどの事態であること、また、発表がない場合でも、支障事例のとおり、平日・休日を問わないメール受信確認等の作業負担が生じることから、今後の発表を待たずして、支障事例の改善について検討を進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。

地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

【全国町村会】

国から市町村に情報が迅速に伝達される手法を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

熱中症特別警戒情報は、環境大臣から各都道府県知事宛てに発表するものであるため、2024年度においては、都道府県を対象に訓練等を行ったものである。それぞれの都道府県内の各市町村との訓練等については、地域ごとに様々な事情があると想定されるため、それぞれの都道府県や市町村で実施方法等をご検討いただきたい。

熱中症特別警戒情報に関する情報伝達の各地方公共団体での確認体制・頻度等について、環境省としては特定の方法や頻度で確認していただきたいというお願いはしていない。このため、各地方公共団体の事情を踏まえてそれが検討し、柔軟に運用していただきたい。なお、実際に熱中症特別警戒情報が発表される際には、発表に先立ち、環境省から当該都道府県との間で必ずしも環境省の担当者からのメールだけによらず、様々な方法で連絡・調整を行わせていただくこととした。

(参考)熱中症特別警戒情報の発表は、午前10時頃に予測値が収集され、午後2時過ぎに環境省で発表(記者会見)を行う予定。

次に、気候変動適応法第21条第5項において、熱中症特別警戒情報が発表された際には、指定暑熱避難施設の管理者は、同施設を開放しなければならないこととしている。

(参考)令和6年8月14日時点において、全国の4割超の市区町村において指定暑熱避難施設を指定済み、また今後も増える見込み。

御提案の「国が一括して」「情報伝達をすること」について、環境省では、熱中症特別警戒情報が発表される際に、熱中症特別警戒情報の発表後に記者会見を行う他、環境省HPやX、LINE等で情報発信を行うとともに、関係省庁や関係者(テレビ・ラジオ・新聞等のメディアを含む)と協力して、熱中症特別警戒情報や熱中症予防行動の必要性などを強く呼びかけることとしている。しかしながら、熱中症対策にかかる地域の実態、例えば指定暑熱避難施設の指定場所、開放時間等の情報に関しては、環境省として詳細には把握していないところであるため、それぞれの市区町村から各住民に対してお知らせ・呼びかけ等を行うことが、住民の熱中症予防に有効

であると考える。なお、指定暑熱避難施設を指定していない市区町村においても同様に、地域の実態(指定暑熱避難施設ではない、いわゆる暑さをしのぐ場所の指定・開放状況等)を各住民に対してお知らせ・呼びかけ等を行うことは、同様に有効であると考える。

以上のことから、各地方公共団体におかれでは、地域の実態を踏まえた熱中症特別警戒情報の住民への伝達方法等を御検討いただき、実施していただくようお願いしたい。